

県庁ほっとライン（佐賀県庁公益通報制度）実施要綱

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、職員又は県民等からの公益通報に関し必要な事項を定め、通報者の保護を図るとともに、職員の規範意識を高めることにより、適法かつ公正な県政の運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「職員」とは、知事、副知事並びに知事部局及び労働委員会事務局に所属する一般職員、非常勤職員及び臨時職員をいう。また、「県民等」とは、「職員」以外の者をいう。

2 この要綱において「公益通報」とは、次に掲げる通報をいう。

- ① 職員が、次条第1項各号に掲げる事実を、知事又は県民窓口へ通報すること。
- ② 県民等が、次条第1項各号に掲げる事実を、県民窓口へ通報すること。

3 この要綱において、「県民窓口」とは、第10条の規定に基づき県庁の外部に設置する通報窓口をいう。

第2章 職員による公益通報

（公益通報）

第3条 職員は、職員の職務上の行為に関し、次の各号に掲げる事実を知り得たときは、知事又は県民窓口に対して、別紙様式に従い、電子メール又は封書により公益通報を行うものとする。

- ① 法令（条例、規則等を含む。）に違反し、又は違反するおそれがある事実
- ② 県民等の生命又は身体の保護及び利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保等に重大な影響を与えるようなおそれがある事実
- ③ 県に対する県民等の信頼を損なうおそれがある事実

2 職員は、公益通報を行うに際しては、原則として氏名を明らかにするものとする。

（公益通報職員の責務）

第4条 公益通報を行った職員（以下「公益通報職員」という。）は、通報に際しては、誠実に行わなければならない。

2 公益通報職員は、公益通報に関して行われる調査に対して、協力しなければならない。

（公益通報職員の保護）

第5条 公益通報職員は、正当な公益通報を行ったこと又は公益通報に係る調査に協力したことをもって不利益な取扱いを受けない。

2 公益通報職員は、正当な公益通報を行ったことによって不利益を受け、又は受けるおそれがあると判断したときは、知事又は県民窓口に対しその旨の通報を行うことができる。

3 知事は、前項の通報又は第10条第5項の要請を受けた場合は、当該通報について調査し、必要と認めるときは、その改善又は防止のための措置を講ずるものとする。

4 知事は、第10条第5項の要請を受けて、改善又は防止のための措置を講じた場合は、県民窓口に報告するものとする。

第3章 調査及び措置

（調査担当）

第6条 知事は、前条第3項、次条第1項及び第10条第7項に規定する調査を行うため、人事課（人事課の職員が公益通報の対象となった場合にあっては、秘書課）に調査担当を置く。

2 調査担当は、前項の調査を行う場合において必要があると認めるときは、関係課等の書類、帳簿等を閲覧し、又は関係職員に説明若しくは資料の提出を求めることができる。

3 調査担当は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（調査の実施）

第7条 知事は、受理した公益通報について、直ちに調査担当に調査の開始を指示するものとする。

2 調査担当は、公益通報の内容が地方公務員法第29条の規定に該当するおそれがあると認めるときは、併せて、同条該当の有無について、調査を行うものとする。

3 知事は、特別の事情があるときは、弁護士等の第三者に調査を依頼することができる。

（調査結果の報告）

第8条 調査担当は、知事から指示された調査については、その結果を知事に報告しなければならない。また、必要に応じてその内容を証する資料を提出するものとする。

2 調査担当は、県民窓口から指示された調査については、その結果を県民窓口へ報告しなければならない。また、必要に応じてその内容を証する資料を提出するものとする。

- 3 知事は、調査結果等を公益通報職員に通知しなければならない。ただし、匿名による公益通報職員に対してはこの限りでない。

(報告後の措置)

- 第9条** 知事は、前条第1項の報告又は次条第9項の要請があった場合において、再発防止のため措置を講ずる必要があると認めるときは、関係職員に対し、対応を指示するものとする。
- 2 前項の規定による指示を受けた関係職員は、速やかに必要な措置を講じ、その結果を知事に報告しなければならない。
 - 3 知事は、第1項の場合において、地方公務員法第29条の規定に該当するおそれがあると認めるときは、人事課に対し、必要な措置を検討させるものとする。

第4章 県民窓口

(県民窓口)

- 第10条** 公益通報に係る職務の適正を確保するため、職員及び県民等からの公益通報に係る相談（以下、「公益相談」という。）及び公益通報を受理する県民窓口を置く。

- 2 県民窓口は、公益通報について、公平で中立な立場で職務を遂行できる者のうちから、知事が選任するものとする。
- 3 職員及び県民等からの公益相談及び公益通報の受理は、電子メール又は封書により行うものとする。
- 4 県民窓口は、前項の受理を行う場合にあっては、具体的な事実関係の記載又は関係資料の添付を求めるとともに、原則として氏名を記載させるものとする。
- 5 県民窓口は、第5条第2項の通報を受けた場合に、必要と認めるときは、知事に対し、その改善又は防止のための措置を講ずるよう要請するものとする。
- 6 県民窓口は、受理した通報について自ら調査をすることができる。その場合、関係課等の書類、帳簿等を閲覧し、又は関係職員に説明若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき取り扱うものとする。
- 7 県民窓口は、受理した通報について、調査担当に意見を付して調査を指示することができる。この場合において、公益通報職員又は通報を行った県民等（以下「公益通報者」という。）の個人情報を漏らしてはならない。

また、調査担当は公益通報の内容が地方公務員法29条の規定に該当するおそれがあると認めるときは、併せて、同条該当の有無について調査を行うものとする。

- 8 県民窓口は、公益通報職員又は公益通報者の個人情報の保護に留意し、調査結果等を知事に報告するとともに、公益通報職員又は公益通報者に通知しなければならない。ただし、匿名の公益通報職員又は公益通報者に対する通知については、この限りでは

ない。

9 県民窓口は、必要と認めるときは、知事に対し、その改善のための措置を講ずるよう要請するものとする。

10 県民窓口は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第5章 その他

（運用状況の公表）

第11条 知事は佐賀県庁公益通報制度の運用状況について、通報の件数及び概要、その対応状況等を公表するものとする。

（呼称）

第12条 佐賀県庁公益通報制度は、県庁はっとラインと呼称するものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年 6月 8日から施行する。

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成28年 6月 1日から施行する。

この要綱は、平成28年 9月12日から施行する。

この要綱は、令和 7年 4月24日から施行する。

別紙様式

公益通報フォーマット

		記入日	年 月 日
通報者	氏 名		
	希 望 す る 連 絡 方 法	メール ・ 郵送 ※ ご希望の連絡方法に○を付けてください。	
	連 絡 先	※ ご希望の連絡方法に応じた連絡先を記入してください。	
通報内容	①通報の対象となる職員名： 所属名：		
	②通報の対象となる職員の職務上の行為について、次のいずれか該当するものに○を付けてください。 ・ 法令（条例、規則等を含む。）に違反し、又は違反するおそれがある事実 ・ 県民等の生命又は身体の保護及び利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保等に重大な影響を与えるようなおそれがある事実 ・ 県に対する県民等の信頼を損なうおそれがある事実		
	③通報の対象となる職員の職務上の行為について		
	(いつ どんなときに) 		
	(どこで 何のために) 		
通報内容	(なにを だれに どんなことを) 		
	(どのようにしたのか しなかったのか) 		

証 拠 等	①何に反しているのか	
	②通報内容の証拠となる資料（調査すべき資料）	
証 拠 等	③通報内容を知った経緯	
	④他に通報内容を知っている人	
通 報 概 要 及 び 調 査 結 果 の 公 表		希望する・希望しない ※ 公表を希望される場合は、県ホームページにて公表を行います。 （特に記載がない場合は、概要を公表します。）
備 考		

※ 『通報内容』①及び③並びに『証拠等』①から④までについては、分かる範囲で記入してください。（全てを記入する必要はありませんが、できるだけ記入してください。）
枠内に記入しきれない場合は枠外に追加して記入してください。